

2014年1月27日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第301号）

国家外貨管理局、 資本項目規制をさらに緩和 国外兄弟会社への貸付も可能に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2014年1月10日付で『資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達』（匯発[2014]2号、以下『2号通達』という）を公布しました。国内企業による国外貸付や配当金の国外送金に係る規制を緩和しており、2014年2月10日より実施されます。

□ 国外貸付の期限規定も廃止

『2号通達』は、国外貸付に係る規制を緩和しました（第4条）。国内企業による国外貸付は、国内企業の親会社と子会社に対してのみ認められていましたが、『2号通達』は「国内企業が国外でそれと持分関連関係を有する企業に貸し付けることを許可する」（同条第1項）としており、日本を含む国外の兄弟会社等への貸付も可能になるとみられます。また、国外貸付の最長期限を2年とする従来規定を廃止しています（同第2項）。

ただし、国外貸付の累計限度額を所得者権益の30%以下とする規定が盛り込まれています（同第1項）。国外貸付を行う企業は、国外貸付契約、直近1期の財務監査報告を準備して所在地の外貨管理局で国外貸付の限度額と期限を登記する必要があります（同上）。国外貸付に対しては残高管理が実施されていることから、国内企業は登記した限度額と期限内で、契約対象の企業に何度でも貸付を行うことができます。

また、国内企業は国外貸付の終了後、国外貸付を再度実行しない場合、外貨管理局で国外貸付限度額の抹消を行うことができます（同第3項）。客観的な理由により国外貸付の元利金を回収できない場合、外貨管理局に当該国外貸付の抹消を申請することができ、外貨管理局は集団審議により処理方法を決定するとしています（同上）。

□ 配当金の送金額上限を撤廃

『2号通達』は、配当金の国外送金に係る規制も緩和しました（第5条）。配当金の国外送金はすでに、外貨管理局による認可が不要となっていますが、『2号通達』の実施後は、送金額が5万ドル以下の場合に原則として銀行による書類審査が不要となります（同条第1項）。一方、送金額が5万ドルを超える場合、銀行は会社董事会の決議書や税務届出表を審査しなければなりません。財務監査報告や出資金払込検査報告の審査は原則として不要となります（同上）。また『2号通達』は、配当金の年度送金額の上限を「直近1期の財務監査報告における外国側株主に属する“支払われるべき配当”および“未分配利潤”の合計金額」とする制限を廃止しています（同条第2項）。

*

『2号通達』はこれ以外に、ファイナンスリース対外債権の外貨登記規定¹を盛り込んでいるほか、金融資産管理会社による不良資産の対外譲渡、国外直接投資の前期費用管理、国外移民による財産移転、証券会社に対する『証券業務外貨経営許可証』管理について、従来規定の廃止や緩和を行っています。その詳細については、3ページからの日本語仮訳および9ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承ください。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

¹ ファイナンスリース対外債権に係る外貨登記規定については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第300号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.300.pdf

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2014]2号

資本項目外貨管理政策のさらなる改善および調整に関する通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳、大連、青島、アモイ、寧波市分局、各中国資本銀行：

資本項目外貨管理改革をさらに深化させ、行政審査・批准手順を簡素化し、貿易・投資の利便化を促進するため、『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき、国家外貨管理局は資本項目外貨管理方式をさらに改善し、合わせて一部の資本項目の外貨管理措置を調整することを決定した。ここに関連問題について以下のように通知する。

一、ファイナンスリース類会社の対外債権外貨管理の簡素化

- (1) ファイナンスリース類会社には、銀行業監督管理部門により批准・設立された金融リース会社、商務主管部門により審査批准・設立された外商投資リース会社、ならびに商務部および国家税務総局により共同確認された内資ファイナンスリース会社の3種の主体を含む（以下「ファイナンスリース類会社」と総称する）。
- (2) ファイナンスリース類会社およびそのプロジェクト会社は、対外ファイナンスリース業務を展開するとき、ファイナンスリース対外債権発生後15営業日以内に、以下の資料を持参して所在地の外貨管理局でファイナンスリース対外債権登記を行わなければならない。所在地の外貨管理局は取引のコンプライアンス性および真実性を審査しなければならない。
 1. 申請書。会社の基本状況およびリースプロジェクトの基本状況を含むがこれに限らない。
 2. 主管部門が同意設立したファイナンスリース会社もしくはプロジェクト会社の承認回答および工商営業許可証。
 3. 前年度の監査を経た財務報告および直近1期の財務報告表。
 4. リース契約およびリース物移転の証明資料（通関申告書、届出リスト、発票等）。
- (3) ファイナンスリース類会社は、対外ファイナンスリース業務を展開するとき、現行の国内企業の国外貸付限度額の制限を受けない。
- (4) ファイナンスリース類会社は直接、所在地の銀行で国外貸付専用口座を開設し、対外ファイナンスリースのリース料収入の留保に使用することができる。

上述の外貨資金を入金するとき、銀行は当該収入の資金源を審査しなければならない。当該口座内の外貨収入を元転する必要があるとき、ファイナンスリース類会社は直接、銀行に申請して手続を行うことができる。

- (5) 所在地の外貨管理局は、資本項目情報システムにおいて「国外貸付」機能を使用してファイナンスリース類会社のファイナンスリース対外債権契約情報を登記し、紙の報告表を採用して引出情報を統計しなければならない。

ファイナンスリース類会社は、対外ファイナンスリースのリース料収入を受け取ったとき、国際収支の関連申告要求に基づき申告を行い、「外貨管理局批准書番号／届出表番号／業務コード番号」欄に当該対外債権の業務コード番号を記入し、合わせて月ごとに所在地の外貨管理局にファイナンスリース対外債権の発生およびリース料収入等の状況を報告しなければならない。銀行は、資本項目情報システムを通じてファイナンスリース対外債権のリース料収入等の情報をフィードバックしなければならない。資本項目情報システムの関連モジュール機能が完善化した後、新たな要求に基づき関連情報を収集する。

二、 国外投資家による国内不良資産の譲受に係る外貨管理の簡素化

- (1) 国家外貨管理局による金融資産管理会社の対外的な不良資産の処理に係わる外貨受取・支払および両替認可に対する前置管理を取り消す。
- (2) 国外投資家による国内不良資産譲受の登記手続を簡素化する。関連主管部門が国内機関に国外投資家への不良資産譲渡を批准した後 30 日以内に、国内不良資産を譲り受けた国外投資家もしくはその国内代理人は、以下の資料を持参して主要資産所在地の外貨管理局もしくは国内代理人所在地の外貨管理局で国外投資家による国内不良資産譲受登記手続を行わなければならない。
1. 申請書、合わせて『国外投資家による国内不良資産譲受登記表』（付属文書を参照）に記入する。
 2. 関連主管部門が国内機構による不良資産の対外譲渡を批准した認可もしくは届出文書。
 3. 国内機構および国外投資家が署名した譲渡契約の主要条項のコピー（不良資産および担保事項の逐次データを提出する必要はない）。
 4. 国内代理人が手続を行う場合、代理協議も提供する必要がある。
 5. 前述の資料に対して提供が必要な補充資料。
- (3) 外貨管理局による金融資産管理会社の不良資産処理収入の元転認可を取り消し、銀行が直接、

入金もしくは元転手続を行えるように改める。

不良資産を譲渡した国内機構は、国外投資家の対価を受け取った後、以下の資料を持参して直接、銀行で外貨口座の開設を申請して外貨収入を留保、または不良資産外貨収入の元転を申請することができる。

1. 申請書。
2. 国外投資家による不良資産譲受で登記を行ったときに取得した資本項目情報システムの『協議手続証憑』（コピー）。
3. 債権譲渡契約の主要条項のコピー。
4. 前述の資料に対して提供が必要な補充資料。

国内機構が外貨口座を開設して外貨収入を留保する、または不良資産外貨収入の元転手続を行うとき、国際収支、外貨口座および元転の関連申告要求に基づき申告を行い、合わせて「外貨管理局批准書番号／届出表番号／業務コード番号」欄に対応する国外投資家による国内不良資産譲受登記の業務コード番号を記入しなければならない。

- (4) 買戻し、売却（譲渡）、清算、債務の持分化もしくはその他の原因により国外投資家による登記資産の所有権に対して変更もしくは喪失があったとき、国外投資家もしくはその代理人は所有権の変更もしくは喪失後 30 営業日以内に登記地の外貨管理局で国外投資家による国内不良資産譲受登記変更もしくは抹消手続を行わなければならない。
- (5) 外貨管理局による国外投資家の不良資産処理所得収益の外貨購入・対外支払認可を取り消し、銀行が審査し手続を行うように改める。

国内不良資産を譲り受けた国外投資家が、清算、再譲渡等の方式を通じて取得した収益は、以下の資料を持参して直接、銀行で申請して外貨購入・対外支払手続を行うことができる。

1. 申請書。
2. 資本項目情報システムの『協議手続証憑』。
3. 『国外投資家による国内不良資産譲受登記表』のコピー。
4. 不良資産処理収益源に関する証明文書。
5. 国内代理人が手続を行う場合、代理協議も提供しなければならない。
6. 前述の資料に対して提供が必要な補充資料。

国外投資家は、外貨購入・対外支払手続を行うとき、国際収支の関連申告要求に基づき申告

を行い、合わせて「外貨管理局批准書番号／届出表番号／業務コード番号」欄に国外投資家による国内不良資産譲受登記の業務コード番号を記入しなければならない。

- (6) 銀行は、国内機構による外貨口座の開設と外貨収入の留保、不良資産外貨収入の元転手続および国外投資家による外貨購入・対外支払手続時に記入する国外投資家による国内不良資産譲受登記の業務コード番号を真剣に審査しなければならない。
- (7) 国外投資家による国内不良資産譲受により、もとの担保受益者が国外投資家に変更された場合、当該担保は対外担保管理に組み入れない。

国外投資家による国内不良資産譲受後に新たに発生した対外担保は、現行の対外担保外貨管理規定に基づき管理を行う。

三、国内機構の国外直接投資に係る前期費用管理のさらなる緩和

- (1) 国外直接投資前期費用（以下「前期費用」という）の累計払出額は300万米ドルを超えず、かつ中国側投資総額の15%を超えない場合、国内機構は営業許可証および組織機構コード証により所在地の外貨管理局で前期費用登記手続を行うことができる。
- (2) 前期費用の累計払出額は300万米ドルを超える、または中国側投資総額の15%を超える場合、国内機構は営業許可証および組織機構コード証を提出するほか、所在地の外貨管理局にそれが国外直接投資主管部門に報告した書面申請および国内機構の入札参加、合併・買収もしくは合併・合作プロジェクトの関連真実性証明資料も提供して前期費用登記手続を行わなければならない。
- (3) 国内機構は、前期費用の払出日から6カ月以内になお国外直接投資部門の認可もしくは届出を取得していない場合、所在地の外貨管理局に前期費用使用状況を報告し、合わせて余剰資金を戻し入れなければならない。確かに客観的な原因がある場合、国内機構は所在地の外貨管理局に延期を申請することができるが、最長で12カ月を超えてはならない。

四、国内企業による国外貸付管理のさらなる緩和

- (1) 国内企業による国外貸付の主体制限を緩和する。国内企業が国外でそれと持分関連関係を有する企業に貸し付けることを許可する。国内企業は、国外貸付協議、直近1期の財務監査報告により所在地の外貨管理局で国外貸付限度額登記を行い、国内企業の累計国外貸付限度額はその所得者権益の30%を超えてはならない。確かに需要があり、上述の比率を超える場

合、国内企業所在地の外貨管理局分局（外貨管理部）が個別案件集団審議方式により処理する。

- (2) 国外貸付限度額の2年間有効使用期限制限を取り消す。国内企業は、実際の業務の必要に基づき所在地の外貨管理局に国外貸付限度額の期限を申請することができる。
- (3) 確かに客観的な原因があり国外貸付の元利金を回収できない場合、国内企業は所在地の外貨管理局分局（外貨管理部）に当該国外貸付の抹消を申請し、国内企業所在地の外貨管理局分局（外貨管理部）は個別案件集団審議方式により処理する。国外貸付の元利返済が完了（債務の持分化、債務免除、担保履行を含む）した、または国外貸付を抹消した後、再び国外貸付を行わない場合、国内企業は所在地の外貨管理局に申請して国外貸付限度額抹消手続を行うことができる。

五、国内機構による利潤払出管理の簡素化

- (1) 銀行は、国内機構のために5万米ドル相当以下（5万米ドルを含む）の利潤払出手続を行う場合、原則として取引書類を審査しなくてもよい。5万米ドル相当以上の利潤払出手続を行う場合、原則としてその財務監査報告および出資金払込検査報告を審査しなくてもよいが、真実の取引原則に基づき今次の利潤払出に関連する董事会の利潤分配決議（もしくはパートナー利潤分配決議）およびその税務届出表の原本を審査しなければならない。毎回の利潤払出後、銀行は関連税務届出表の原本に当該利潤の実際の払出金額および払出日を捺印・注記しなければならない。
- (2) 企業の当年度の利潤処理金額は原則として直近1期の財務監査報告における外国側株主に属する「支払われるべき配当」および「未分配利潤」の合計金額を超えてはならないとする制限を取り消す。

六、個人財産の移転による外貨転・対外支払管理の簡素化

- (1) 移民財産移転の外貨購入・対外支払認可は、移民のものの戸籍所在地の外貨管理局が審査・批准に責任を負う。継承財産移転の外貨購入・対外支払認可は、被継承者の生前の戸籍所在地の外貨管理局が審査・批准に責任を負う。財産移転送金額が人民元50万元相当を超えた場合の国家外貨管理局への報告・届出の要求を取り消す。
- (2) 移民財産移転の分割払出の要求を取り消す。申請人はものの戸籍所在地の外貨管理局で移民財産移転認可手続を行った後、銀行は認可文書の批准限度額内で関連資金を一括で、もしくは

は分割して払い出すことができる。

- (3) 継承者が異なる被継承者から継承した財産について、それぞれ申請し、それぞれ払い出さなければならない要求を取り消す。継承者が異なる被継承者から継承した財産は、そのうちの1名の被継承人の生前の戸籍所在地の外貨管理局を選択して申請資料を一括提出することができ、認可を経た後、銀行で関連資金を一括で、もしくは分割して払い出すことができる。
- (4) 関連財産権利文書（不動産権利証、不動産売買契約もしくは立退補償安置協議、請負もしくは賃貸契約もしくは協議、財産譲渡協議もしくは契約、特許権使用協議もしくは契約等）に対して公証を行う要求を取り消す。委託代理協議、代理人の身分証明に対して公証を行う要求を取り消す。

七、証券会社の『証券業務外貨経営許可証』管理の改善

証券会社による外貨業務の経営は、関連規定に基づき国家外貨管理局で『証券業務外貨経営許可証』（以下『許可証』という）を受領しなければならない。会社の名称変更、外貨業務範囲の調整等の状況により関連規定に基づき遅滞なく『許可証』の再発行を申請する必要があるほか、本通達の実施日より、証券会社は定期的に『許可証』を更新する必要はない。

すでに『許可証』を受領し外貨業務を経営している証券会社は、毎年1月31日までに、所在地の外貨管理局に前年度の外貨業務経営状況の書面報告（内容は、会社による外貨業務経営の具体的状況、外貨業務の種類、外貨購入・元転および資金払込・払出状況、外貨業務のコンプライアンス状況および関連外貨業務の資産負債表等を含む）を送付しなければならない。

本通達は、2014年2月10日より実施し、以前の規定が本通達と不一致の場合、本通達を基準とする。各分局、外貨管理部は至急、本通達を管轄内の中心支局、支局および管轄内の銀行に転送すること。各中国資本銀行は至急、本通達を各分支機構に転送すること。執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司に報告すること。

付属文書：国外投資家による国内不良資産譲受登記表

国家外貨管理局
2014年1月10日

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发〔2014〕2号
关于进一步改进和调整资本项目外汇管理政策的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局，各中资银行：

为进一步深化资本项目外汇管理改革，简化行政审批程序，促进贸易投资便利化，根据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定，国家外汇管理局决定进一步改进资本项目外汇管理方式，并调整部分资本项目外汇管理措施。现就有关问题通知如下：

一、简化融资租赁类公司对外债权外汇管理

- (一) 融资租赁类公司包括银行业监管部门批准设立的金融租赁公司、商务主管部门审批设立的外商投资租赁公司，以及商务部和国家税务总局联合确认的内资融资租赁公司等三类主体（以下统称为融资租赁类公司）。
- (二) 融资租赁类公司或其项目公司开展对外融资租赁业务时，应在融资租赁对外债权发生后 15 个工作日内，持以下材料到所在地外汇局办理融资租赁对外债权登记，所在地外汇局应当审核交易的合规性和真实性。
1. 申请书，包括但不限于公司基本情况及租赁项目的基本情况；
 2. 主管部门同意设立融资租赁公司或项目公司的批复和工商营业执照；
 3. 上年度经审计的财务报告及最近一期财务报表；
 4. 租赁合同及租赁物转移的证明材料（如报关单、备案清单、发票等）。
- (三) 融资租赁类公司开展对外融资租赁业务时，不受现行境内企业境外放款额度限制。
- (四) 融资租赁类公司可直接到所在地银行开立境外放款专用账户，用于保留对外融资租赁租金收入。

上述外汇资金入账时，银行应审核该收入的资金来源。该账户内的外汇收入需结汇时，融资租赁类公司可直接向银行申请办理。

- (五) 所在地外汇局应在资本项目信息系统中使用“境外放款”功能登记融资租赁类公司融资租赁对外债权签约信息，采取纸质报表统计提款信息。

融资租赁类公司收到对外融资租赁租金收入时，应按照国际收支的有关申报要求进行申报，在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”栏中填写该笔对外债权的业务编号，并按月向所在地外汇局报送融资租赁对外债权的发生和租金收入等情况。银行应通过资本项目信息系统反馈对外融资租赁租金收入等信息。资本项目信息系统有关模块功能完善后，按新的要求采集相关信息。

二、简化境外投资者受让境内不良资产外汇管理

- (一) 取消国家外汇管理局对金融资产管理公司对外处置不良资产涉及的外汇收支和汇兑核准的前置管理。
- (二) 简化境外投资者受让境内不良资产登记手续。有关主管部门批准境内机构向境外投资者转让不良资产后 30 日内，受让境内不良资产的境外投资者或其境内代理人应持以下材料到主要资产所在地外汇局或其境内代理人所在地外汇局办理境外投资者受让境内不良资产登记手续。
 - 1. 申请书，并填写《境外投资者受让境内不良资产登记表》（见附件）；
 - 2. 有关主管部门批准境内机构对外转让不良资产的核准或备案文件；
 - 3. 境内机构和境外投资者签署的转让合同主要条款复印件（无须提供不良资产及担保事项逐笔数据）；
 - 4. 若由境内代理人办理，还需提供代理协议；
 - 5. 针对前述材料需提供的补充材料。
- (三) 取消外汇局对金融资产管理公司处置不良资产收入结汇核准，改由银行直接办理入账或结汇手续。

出让不良资产的境内机构收到境外投资者的对价款后，可持以下材料直接到银行申请开立外汇账户保留外汇收入，或者申请不良资产外汇收入结汇。

- 1. 申请书；
- 2. 境外投资者受让不良资产办理登记时取得的资本项目信息系统《协议办理凭证》（复印件）；
- 3. 债权转让合同主要条款复印件；
- 4. 针对前述材料需提供的补充材料。

境内机构开立外汇账户保留外汇收入，或者办理不良资产外汇收入结汇手续时，应按照国际

收支、外汇账户和结汇的有关申报要求进行申报，并在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”栏中填写所对应的境外投资者受让境内不良资产登记的业务编号。

- (四) 因回购、出售（让）、清收、转股或其他原因导致境外投资者对登记资产的所有权变更或灭失时，境外投资者或其代理人应在所有权变更或灭失后 30 个工作日内到登记地外汇局办理境外投资者受让境内不良资产登记变更或注销手续。
- (五) 取消外汇局对境外投资者处置不良资产所得收益购付汇核准，改由银行审核办理。

受让境内不良资产的境外投资者通过清收、再转让等方式取得的收益，可持以下材料直接向银行申请办理对外购付汇手续。

1. 申请书；
2. 资本项目信息系统《协议办理凭证》；
3. 《境外投资者受让境内不良资产登记表》复印件；
4. 关于不良资产处置收益来源的证明文件；
5. 若由境内代理人办理，还需提供代理协议；
6. 针对前述材料需提供的补充材料。

境外投资者办理对外购付汇手续时，应按照国际收支的有关申报要求进行申报，并在“外汇局批件号/备案表号/业务编号”栏中填写境外投资者受让境内不良资产登记的业务编号。

- (六) 银行应认真审核境内机构开立外汇账户保留外汇收入、办理不良资产外汇收入结汇和境外投资者办理对外购付汇手续时填写的境外投资者受让境内不良资产登记的业务编号。
- (七) 因境外投资者受让境内不良资产导致原有担保的受益人改变为境外投资者的，该担保不纳入对外担保管理。

境外投资者受让境内不良资产后新发生的对外担保，按照现行对外担保外汇管理规定进行管理。

三、进一步放宽境内机构境外直接投资前期费用管理

- (一) 境外直接投资前期费用（以下简称前期费用）累计汇出额不超过 300 万美元，且不超过中方投资总额 15%的，境内机构可凭营业执照和组织机构代码证向所在地外汇局办理前期费用登记。

- (二) 前期费用累计汇出额超过 300 万美元，或超过中方投资总额 15%的，境内机构除提交营业执照和组织机构代码证外，还应向所在地外汇局提供其已向境外直接投资主管部门报送的书面申请及境内机构参与投标、并购或合资合作项目的相关真实性证明材料办理前期费用登记。
- (三) 境内机构自汇出前期费用之日起 6 个月内仍未取得境外直接投资主管部门核准或备案的，应向所在地外汇局报告前期费用使用情况并将剩余资金退回。如确有客观原因，境内机构可向所在地外汇局申请延期，但最长不超过 12 个月。

四、进一步放宽境内企业境外放款管理

- (一) 放宽境内企业境外放款主体限制。允许境内企业向境外与其具有股权关联关系的企业放款。境内企业凭境外放款协议、最近一期财务审计报告到所在地外汇局办理境外放款额度登记，境内企业累计境外放款额度不得超过其所有者权益的 30%。如确有需要，超过上述比例的，由境内企业所在地外汇分局（外汇管理部）按个案集体审议方式处理。
- (二) 取消境外放款额度 2 年有效使用期限限制。境内企业可根据实际业务需求向所在地外汇局申请境外放款额度期限。
- (三) 如确有客观原因无法收回境外放款本息，境内企业可向所在地外汇分局（外汇管理部）申请注销该笔境外放款，由境内企业所在地外汇分局（外汇管理部）按个案集体审议方式处理。境外放款还本付息完毕（含债转股、债务豁免、担保履约）或注销境外放款后，不再进行境外放款的，境内企业可向所在地外汇局申请办理境外放款额度注销。

五、简化境内机构利润汇出管理

- (一) 银行为境内机构办理等值 5 万美元（含）以下利润汇出，原则上可不再审核交易单证；办理等值 5 万美元以上利润汇出，原则上可不再审核其财务审计报告和验资报告，应按真实交易原则审核与本次利润汇出相关的董事会利润分配决议（或合伙人利润分配决议）及其税务备案表原件。每笔利润汇出后，银行应在相关税务备案表原件上加章签注该笔利润实际汇出金额及汇出日期。
- (二) 取消企业本年度处置利润金额原则上不得超过最近一期财务审计报告中属于外方股东“应付股利”和“未分配利润”合计金额的限制。

六、简化个人财产转移售付汇管理

- (一) 移民财产转移购付汇核准，由移民原户籍所在地外汇局负责审批。继承财产转移购付汇核准，由被继承人生前户籍所在地外汇局负责审批。取消财产转移总金额超过等值人民币 50 万元报国家外汇管理局备案的要求。
- (二) 取消移民财产转移分次汇出的要求。申请人向原户籍所在地外汇局办理移民财产转移核准手续后，银行可在核准件审批额度内一次或分次汇出相关资金。
- (三) 取消继承人从不同被继承人处继承的财产应分别申请、分别汇出的要求。继承人从不同被继承人处继承财产，可选择其中一个被继承人生前户籍所在地外汇局合并提交申请材料，经核准后可在银行一次或分次汇出相关资金。
- (四) 取消对有关财产权利文件（如房屋产权证、房地产买卖合同或拆迁补偿安置协议、承包或租赁合同或协议、财产转让协议或合同、特许权使用协议或合同等）进行公证的要求；取消对委托代理协议、代理人身份证明进行公证的要求。

七、改进证券公司《证券业务外汇经营许可证》管理

证券公司经营外汇业务应按有关规定向国家外汇管理局领取《证券业务外汇经营许可证》（以下简称《许可证》）。除因公司更名、外汇业务范围调整等情况需按有关规定及时申请换领《许可证》外，自本通知实施之日起，证券公司无需定期更换《许可证》。

已领取《许可证》经营外汇业务的证券公司应当在每年的 1 月 31 日之前，向所在地外汇局报送上一年度外汇业务经营情况的书面报告（内容包括：公司经营外汇业务具体情况、外汇业务种类、购结汇及资金汇出入情况、外汇业务合规情况及相关外汇业务资产负债表等）。

本通知自 2014 年 2 月 10 日起实施，以前规定与本通知不符的，以本通知为准。请各分局、外汇管理部尽快将本通知转发至辖内中心支局、支局和辖内银行；各中资银行尽快将本通知转发至分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

附件：境外投资者受让境内不良资产登记表

国家外汇管理局
2014 年 1 月 10 日